

松島町ふるさと寄附金返礼品提供事業者募集要項

1. 目的

松島町ふるさと納税寄附金の返礼品（寄附者へ贈呈するお礼の品）を提供していただく事業者（以下、提供事業者）を広く募集し、返礼品を充実させることで、松島町ふるさと納税寄附金の促進及び松島町の魅力発信を推進することを目的とします。

2. 応募資格

町内に当該返礼品を取り扱う事業所等（本社、支社、営業所、製造所、加工所等）を有する法人、団体又は個人事業者で、次の条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 商品の梱包、発送、問い合わせなどの対応が可能であること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。（応募の時点で、町による納税状況確認に同意したものと見なします）
- (3) 代表者等が、松島町暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員または暴力団員等でないこと。
- (4) 個人情報の取扱いを厳重に行なえること。
- (5) 酒類を応募する事業者は、酒類卸売免許を取得している事業者であること及び酒造元の酒類の品目ごとの課税移出数量がすべて3,000キロリットル未満であること。

3. 募集する返礼品

町内で製造されている商品や栽培等されている農林水産物、工芸品、町内施設でのサービスが受けられるもの（商品券等は含まず）等、本町の魅力や特色を体感できるもの、町のPRにつながるものとします。なお、既に松島町ふるさと寄附金返礼品として登録されている商品については、年度が替わっても再度お申し込みをいただく必要はございません。

(1) 条件

- ア. 法令に違反していないもの。公序良俗に反していないもの。
- イ. 受注後速やかに発送及びサービスの提供が行えるもの。（季節限定品については別途ご相談ください）
- ウ. 飲食物は、7日程度の賞味期限があるもの。（冷蔵・冷凍等の手段含む）
- エ. 品質及び数量について、安定供給が行えるもの。ただし、数量または期間を限定して供給することを特色とするものはこの限りではない。

(2) 募集する返礼品の種類と価格

- Aグループ：販売価格が 3,000円相当のもの
- Bグループ：販売価格が 9,000円相当のもの
- Cグループ：販売価格が15,000円相当のもの
- Dグループ：販売価格が30,000円相当のもの
- Eグループ：販売価格が60,000円相当のもの

※ 価格には商品代、包装料、消費税を含みます。

※ 返礼品の内容は「単品」「詰め合わせ」のどちらでも可能です。

4. 提供事業者に行っていただくこと

- (1) 返礼品の梱包、及び寄附者へ発送。
- (2) 提供いただく返礼品に関する連絡、問い合わせへの対応。

※施設利用券などいわゆる「チケット」の配送は、簡易書留を利用するものとします。

※賞味期限が7日以内の返礼品を出品する場合は、提供事業者から寄附者へ、お届け日確認の電話連絡を入れて頂く事が必須となります。

5. 応募について

(1) 応募に必要な書類等

ア. 松島町ふるさと寄附金制度返礼品等応募用紙。

イ. 商品の画像データ。(ファイル形式はjpg、png、bmpのいずれか、ファイルサイズは3MB以下とし、電子メールによりご提出ください)

ウ. 商品の概要が分かるパンフレット等。

エ. 酒類を応募する事業者は、酒類卸売免許証の写し及び酒造元の酒類の品目ごとの課税移出数量がすべて3,000キロリットル未満であることの証明書。

※「松島町ふるさと寄附金制度返礼品等応募用紙」は、応募する商品ごとにご提出ください。

※商品の画像データについては、町ホームページ及びふるさと納税PRパンフレット等における返礼品紹介のために使われます。また、出版社等から画像提供の依頼があった場合、必要に応じて提供します。

※酒造元の酒類の品目ごとの課税移出数量がすべて3,000キロリットル未満であることの証明書には、酒造元の記名、押印が必要です。

※応募書類については承認・不承認に関わらず返却いたしませんので予めご了承ください。

(2) 応募方法

郵送又は持参によりご提出ください。なお、「イ. 商品の画像データ」については、CD・DVD・電子メールのいずれかにより「8. 応募・問合せ先」までご提出ください。

6. 返礼品の選考について

応募内容等を総合的に判断し、松島町ふるさと寄附金の返礼品として適当と認められる場合、その提供事業者として決定します。

※ 応募結果については当該応募者に通知します。

※ 応募結果に関する異議申立ては受け付けません。

7. その他

(1) この要項に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めます。

(2) 提供事業者は、あらかじめ応募した返礼品の内容を変更又は辞退する場合や、返礼品の発送遅延、販売中止、発送途中での事故等の問題が発生した場合は速やかに報告するものとします。

(3) 既に登録されている返礼品を廃止する場合は廃止届を提出してください(専用の様式を用意していますので必要な事業者様はお申し出願います。)

(4) 提供事業者は、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、品質等に係る保証や損害賠償については、提供事業者により対応するものとし、町は一切責任を負わないものとします。

(5) 町は、登録された提供事業者が本要項3に定める要件、あるいは返礼品内容が本要項4に定める要件に合致しなくなったと認める場合、その取扱いを中止することがあります。

(6) 町は、応募内容に虚偽があった場合、もしくは町に損害を及ぼす行為があった場合は取扱いを中止します。

(7) この募集要項は、本業務の進捗状況等により随時見直すことがあります。

8. 応募・問合せ先

松島町役場 財務課財政班

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地の1

電話：022-354-5792

FAX：022-353-2041

電子メール：zaimu@town.matsushima.miyagi.jp